

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）において、保育所等の利用については、保護者の就労など保育の必要性がある者を対象としており、法第 20 条の規定に基づき、保育所等の利用を希望する保護者は市町村に申請し、保育の必要性に関する認定を受けることとされているところ。申請の際、保護者は必要性の理由を証する書類を添付することとされている（就労の場合は就労を証する証明書（以下「就労証明書」という。）。）。また、法第 22 条の規定に基づき、保護者は毎年、市町村に労働、疾病等の状況に関する書類（就労の場合は就労証明書）を提出することとされている。
- 令和 5 年度の規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、認定の申請時に必要となる就労証明書の作成等に関する手続の負担軽減として、国が事務連絡で示している就労証明書の標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用するものとするべく、法令上の措置を講ずること等としている。これを受け、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「則」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 則第 2 条第 2 項に規定する認定の申請書及び則第 11 条第 2 項に規定する認定の変更申請書に添付する書類のうち、就労証明書については、国が定める様式を原則使用することとするとともに、当該様式を新たに定める。
- 保育所等の利用に関する手続のほか、則第 28 条の 3 及び第 28 条の 8 に規定する施設等利用給付に関する手続についても、上記と同様の措置を講ずる。

3. 根拠条項

- 法第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 30 条の 5 第 1 項及び第 30 条の 8 第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 9 月中旬（予定）
- 施行期日：公布日